

# 予算常任委員会議事録

(令和2年12月8日)

予算常任委員会議事録

- 1 日 時 令和2年12月8日(火) 午前10時35分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 辻本 馨 副委員長 藤井千代美  
 委員 斧田 秀明 建石 良明  
 西田いく子 辻本 博之  
 中村 直幸 森田 忠彦  
 山田 強  
 議長 村井 浩二
- 4 欠席委員 \_\_\_\_\_
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 危機管理課長 村上 正規  
 副町長 藤原 幹 観光産業課長 西本 武史  
 教育長 勝良 憲治 地域整備課長 堀内 孝茂  
 総務部長 小角 孝彦 子育て支援課長 小路 展裕  
 まちづくり推進部長 村上 正規 福祉課長 松岡 健一  
 健康福祉部長 子安 逸二 高齢介護課長 武部 勝浩  
 教育次長 池田 貴則 健康増進課長 松井 靖  
 秘書課長 東條 信也 保険医療課長 子安 逸二  
 総務政策課長 奥埜 哲生 教育総務課長 池田 貴則  
 財政課長 小角 孝彦
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 \_\_\_\_\_
- 8 会議に付した事件

(1) 議案第54号 令和2年度太子町一般会計補正予算(第7号)

---

午前10時35分 開 会

○辻本（馨）委員長 皆さん、おはようございます。

本日、予算常任委員会を開催させて頂きましたところ、ご出席頂きましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 予算常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方にはご出席を賜り、まことにありがとうございます。さて、本委員会に付託された案件でございますが、議案第54号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第7号）の1件でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○辻本（馨）委員長 本日は、全員出席していただいておりますので、会議は成立いたしました。

これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、補正予算案件が1件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それでは、議案第54号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第7号）、これを議題といたします。

本件の説明を求める前に、皆様にお諮りいたします。

内容の説明につきまして、それぞれ所管の歳入歳出の説明を一括して受け、その後、質疑に移りたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、一括して説明を求めます。

○小角総務部長 おはようございます。

それでは、議案第54号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

それでは、補正予算書の1頁をお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項の既定の歳入歳出予算の総額に、

歳入歳出それぞれ166万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億7千978万1万7千円とさせていただくものでございます。

第2条の地方債の補正でございますが、4頁をお願いいたします。

第2条、地方債の補正で、橋梁保全事業の借入限度額及び借入れ条件を定めております。

続きまして、歳出補正の内容についてご説明申し上げます。

10頁、11頁をお願いいたします。

本補正予算は、令和2年人事院勧告及び本年度に実施しました人事異動に伴う人件費の精査を行っております。

今回の補正のうち、1款議会費から、最後の9款教育費までの職員人件費、秘書課配当の個別内容についての説明は省略させていただき、職員人件費の全体的な内容を総括して説明にかえさせていただきます。

職員人件費全体の補正額は3千698万4千円の減額で、職員給与で1千984万4千円の減額、次に職員手当等では910万5千円の減額、更に共済費では803万5千円の減額となっております。

今回の補正は人事異動による精査をはじめ、人事院勧告の影響などによるものです。減額補正となっております主な原因は、自己都合退職者2名分の退職手当で1千952万7千円の増となったものの、その自己都合退職者や再任用予定者の減等により5名分の給与で2千425万8千円、育児休業職員の1名分の給与で562万5千円、採用人数等による給料等で2千358万5千円、それぞれの減額に伴うものでございます。

続きまして、人件費以外で総務部が所管します補正内容でございますが、2款総務費、1項総務管理費、3目一般管理費、事業区分16の新型コロナウイルス感染症対策事業で3千595万8千円の増。

これは、新型コロナウイルス感染症対策として、ホームページプログラムの改修及びオンライン会議等、環境構築のための委託料929万5千円と、オンライン会議等環境整備及び住民の皆様への情報発信のための啓発用備品購入費の2千663万円で、財源は全て一般財源でございます。

次に、8頁、9頁に戻っていただきまして、歳入でございます。

ただいま説明申し上げました人件費を含む総務部の所管の事業については、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、補正額3

千21万3千円の減額、財政調整基金の繰入金をもって財源の減額調整をしております。

22款町債、1項町債、1目土木債、1節道路橋梁債、補正額330万円は橋梁保全事業債でございます。

以上が、総務部が所管する補正内容でございます。

○子安健康福祉部長 続きまして、健康福祉部が所管いたします補正予算の内容につきまして、歳出予算からご説明を申し上げます。

補正予算書の12、13頁をお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい福祉費、補正額3千300万円は、事業別区分3の障がい児通所支援給付事業で800万円の増額。これは新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、小学校就学前の児童に対する発達支援事業の利用が減少した一方で、緊急事態宣言中の学校休業に伴い、児童の放課後デイサービス事業が見込みを上回る利用があったことから、19節扶助費の障がい児通所等給付費を800万円増額するものでございます。

次に、事業別区分4の障がい者自立支援等給付事業で、2千500万円の増額、これは障がい者が安心して自立した生活ができるよう提供されます、居宅介護や共同生活援助などの各サービスが当初予算編成時の見込みを上回る利用となったことから、19節扶助費の介護給付訓練等給付費を2千500万円増額するものでございます。

次の頁、14、15頁をお願いいたします。

11目介護保険費、補正額372万6千円は、職員人件費のほか事業別区分2の介護保険特別会計繰出金事業で169万4千円の増額、これは介護報酬の改定等に伴う電算システムの改修にかかる経費の財源といたしまして、一般会計から介護保険特別会計に繰り出すもので、27節繰出金の事務費等繰出金を169万4千円増額するものでございます。

次、13目後期高齢者医療費、補正額79万2千円は、事業別区分1の後期高齢者医療特別会計繰出金事業で79万2千円の増額です。これは後期高齢者医療において、平成30年度税制改正による給与所得控除等の見直しに伴い、必要となる電算システムの改修にかかる経費の財源として、一般会計から後期高齢者医療特別会計に繰り出すもので、27節繰出金の事務費繰出金を79万2千円増額するものでございます。

次の頁、16、17頁をお願いいたします。

2項児童福祉費、4目児童福祉費、補正額653万6千円は、事業別区分6の過誤納

還付事務事業で653万6千円の増額。これは過年度の保育所に対する保育所入所委託金や放課後児童健全育成授業、一時預かり事業などのほか、幼児教育・保育の無償化に対する国・府支出金の清算に伴う返還金で、22節償還金利子及び割引料の償還金で653万6千円を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

8頁、9頁をお願いいたします。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額1千650万円の増額。1節社会福祉費負担金は、歳出の民生費でご説明いたしました障がい者自立支援給付等事業及び障がい児通所支援給付事業に対する国庫負担金として、介護給付訓練等給付費等負担金を1千250万円、障がい児通所事業給付費負担金400万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、補正額825万円は、1節社会福祉費負担金で、民生費国庫負担金と同様に障がい者自立支援給付等事業及び障がい児通所支援給付事業に対する府負担金として、介護給付訓練等給付費等負担金を625万円、障がい児通所事業給付費負担金200万円をそれぞれ計上いたしております。

健康福祉部が所管します補正予算の内容は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○村上まちづくり推進部長 続きまして、まちづくり推進部所管の補正内容についてご説明いたします。

補正予算書16、17頁をお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額676万7千円のうち、次頁をお願いいたします。18、19頁をお願いします。

事業別区分2の一般農政対策事業173万3千円につきましては、耕作地における有害鳥獣の被害増加に対応するため、農作物被害防止資材購入補助金の増額を行うものでございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光推進費、補正額4千621万5千円の減額。これは観光まちづくり拠点整備事業が中止となったことを受けて、委託料として登記等委託料及び観光まちづくり拠点整備工事管理業務委託料の合計221万5千円及び工事請負

費4千400万円をそれぞれ減額するものでございます。

7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、事業別区分7の町道老朽化対策事業は、小田原1号橋の橋梁保全事業費の財源につきまして、一般財源から地方債に財源内訳の補正を行うものでございます。

22、23頁をお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、2日常備消防費、補正額132万3千円の増額、これは令和元年度における消防職員退職者が、当初予定に比べて5名増加したことによる負担額の清算に伴い、常備消防委託料の増額を行うものでございます。

以上、まちづくり推進部が所管します補正内容でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○池田教育次長 続いて、教育委員会所管の補正予算についてご説明を申し上げます。

まず、歳出についてご説明を申し上げます。

24、25頁をお願いいたします。

9款教育費、5項幼稚園費、1目幼稚園費、事業別区分9、新型コロナウイルス感染症対策事業50万円の増額は、町立幼稚園の新型コロナウイルス感染症対策に要する経費となっております。

10節需用費16万3千円は、除菌マットや消毒液等の感染症対策に要する各種衛生用品の購入を行うもので、17節の備品購入費も、同じく新型コロナウイルス感染症対策のため、紫外線による除菌を行う除菌器具と水拭き掃除用の掃除機の購入を行うものとなっております。本事業は6月にも補正を行いました国の教育支援体制整備事業費交付金の二次募集を活用するもので、1施設当たり50万円が補助限度額となっており、全額国において措置されるものとなっております。

続きまして、本事業に係る歳入でございます。

8頁、9頁をお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、補正額50万円の増額は、先の町立幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策に係る国の補助金で、事業費の100%補助となっております。

以上、全ての所管の歳出歳入の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○辻本（馨）委員長 ただいま、歳入歳出について説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○山田委員 18頁、観光推進費、観光拠点整備事業中止に伴う減額補正ということでございます。当初予算において激論、採決の上、議会が承認したものであり、今回、これの減額補正を提案されてくる、この間の詳細な追加説明をお願いします。

○西本観光産業課長 観光まちづくり拠点整備関連の減額に関するご質問です。

新体制になりまして、観光まちづくり拠点整備について改めて検証が行われました。その結果、(仮称)生涯学習施設建設事業の起債の活用条件に反するというので、観光まちづくり拠点整備事業が中止となったものでございます。このことを受けまして、今回、当該事業に関する一連の事業に要する費用を減額させていただいたものでございます。

○山田委員 もうちょっと詳しく説明してくれません。

○西本観光産業課長 当初は3月議会のときに、この部分を上程させていただいて、議会の議決をいただいて承認していただいたというところでございます。ただ、繰り返になります、今年度に入りまして、生涯学習建設の中で一定検証が行われました。その中で、この起債の名称は公共施設等適正管理推進事業債というものでございますが、その活用に対して違反と、つまり、どういうことかといいますと、この起債の条件としましては公民館の建てかえをベースとしたもので、既存の交流センターの建物と公民館、この合計の面積が、この集約されて使うことによって集約化できる部分、面積が少なくすることができるというところでの活用条件であったわけなんですけれども、今回、生涯学習を建てる中で、それにプラスして、別の場所で観光拠点を整備していくところが、関係機関とも協議した結果、再度協議した結果、活用条件のほうに反する可能性があるということで、この拠点整備事業を中止することになったものでございます。

○山田委員 今の説明によると、生涯学習施設をやって、その後から観光拠点整備と、我々はそう思っているんですけれども、生涯学習施設は以前から検討してきたことで、途中から観光拠点整備が入ってきて、それで両方が並行していた時期があると思います。その頃に、今の起債の活用条件なんかを気がつかなかったのかどうか、それはどうですか。

○小角総務部長 起債の活用条件についてでございますけれども、当初、やはり事業を進めていきたいという思いが強いというところがございまして、その辺の正確な情報収集



は行われていなかった。ただ、条件的な部分で、生涯学習施設を建てるということに関して、まず問い合わせを行った、それはそれでオーケーであったと。その中で、続いて建物がもう一つ別にできるという部分に関しましては、その辺については詳細な問い合わせ等をしていったような形跡がないという形で、今回問い合わせをしたという、検証を行った結果問い合わせを実際行って、支障があるのではないかということで、このような結論に至ったという次第でございます。

○山田委員 その過程において、誰も瑕疵がないんですか、担当者の。要は、こういう2つの事業を進行していくのに、耳に聞こえるのが、庁舎内での情報共有や協議不足が明らかになったというのは。明らかになったと言われたら我々は困るんですわ、だから、この辺りで誰が責任を取ったのですか。

○小角総務部長 前理事者のもと事業を進めていくという上で、その当時につきましては全員がそちらのほうを向いて、前町長の思いをとという部分で動いてました。その中で町長が代われ、実際、再度検証していく上でそういう、いろいろなど言いますか、今、山田委員おっしゃられているような問題が発生してきたというところでございます。

その中で、職員、誰が責任があるのかという部分につきましては、その当時当時で、職員がベストを尽くしている中で、誰が悪いのかという部分について、今ここで調査するということに関しましては、現在のところ考えていない状況でございます。

以上です。

○山田委員 結局、気がつかなかったんか、どないなったのか知りませんが、要は、管理体制が生ぬるかったと思って仕方がないんです。それからその整備、中止を判断したときに、その段階で、我々に詳細な説明をなぜしてくれなかったのですか。

○小角総務部長 中止、凍結ということで、生涯学習施設の建設に伴い中止、凍結させていただくという部分につきましては町長のほうからすぐご説明させていただいたかなとは思っております。ただ、その中で、もっと詳しく、正確にという部分で、それが欠けていたということであれば、そこは大変申し訳なく思っております。

以上です。

○山田委員 とにかく、それを突いてるわけではないんだけど、とにかく、当初予算のやつを本日、削減補正ということで出てきているんならば、はっきり言ってもっと我々に、本日すんなり補正ができるように説明をしてほしかったと思います。

その後、いろいろ観光協会を、案内所だったんですが、観光案内所を交流館に移転す

るというのが、これがこの間の条例改正で分かったようなことになりますが、交流館に観光協会を追い込んだら、今までの観光協会が活動していた、その活動に支障がないの  
がどうか十分検証したんでしょうか。

○西本観光産業課長 十分検証したかどうかのご質問です。

議員おっしゃるように、当初は観光協会との協議の中で、やはり役場から離れるということであったり活動スペースの問題ですね、いろいろなイベントを協会がする中で、その準備等のスペース、そういったところでの提言等もございました。ただ条件が、以前よりも活動しづらくなるという条件は、というお話はございました。ただ、そこにつきましては既存の施設をまずご利用いただく中で、我々としましてもベターなとい  
いますか、今の限られた施設の中で使っていただけるのがいいかなということでご提案  
させていただいております。具体的に申し上げれば竹内街道沿いであるということ、それ  
と近くには道の駅等もございます。面的な部分で、観光を今までとは違った視点でP  
Rしていただけるのかなというところでも考えております。いずれにしましても、ご不  
便はしばらくの間おかけすることとは考えております。

以上でございます。

○山田委員 今、課長が、しばらくの間ご不便をかけると、こういう言葉があるんですが、  
本当にしばらくの間だけなのか、はっきりいって関係者は疑問に思っています。

そうすると、さっきの観光協会の活動、これは今、コロナでイベントが全て中止にな  
っておるんで、このイベントが再開したときに、今のスペースが、交流館と観光協会が  
あったのに、観光協会が中に入ってしまって、そこでイベントをやるとすると、この前  
も65平米か何かあるから余裕があるといわれておりますが、このイベントが開催され  
たときに、僕は到底このスペースがないと思いますけれども、どうなんですか。

○西本観光産業課長 その準備等につきましては、例えばですが、山田の倉庫ですね、山  
田の国道166号線沿いにあります倉庫ですとか、公用車庫の車を出してというところ  
でご利用いただけるようには考えていきたいと思っております。

○山田委員 そういうことで、課長がしばらくの間といわれたら、本当にしばらくの間、  
この点々とした場所で準備をしていかないかんのですが、実際のところ、しばらくの間  
ですか。

○西本観光産業課長 しばらくの間という言葉の説明になるかと思うんですが、しばらく  
の間というか、次の候補地が決まるまでというところで、そこについては申し訳ござい

ません。今、いつまでというところでのご返答はできかねる状況でございます。

以上でございます。

○山田委員 とにかく、観光協会が仮に交流館に移転する、そうすると次の移転先、時期を、本来ならば決めておかねばならないのに、これ、早急に決める姿勢がはっきり言って感じられないんですよ。そして、先般の事務分掌条例改正では、まちづくり推進部において、5番目が商工業、6番目が観光推進だったのが、新条例では12番、13番目の最後尾に置いてあります。それから、観光協会に付随する開発チームですが、これまで味噌、みかんソースなどを研究しております。本町のまちおこし、観光推進に貢献していると思うんですが、観光協会が交流館に移転した場合、この開発チームの作業場所がないため、今解散されようとしております。こういうふうにと考えると、日本遺産竹内街道の魅力アップに取り組み、観光行政に力を入れているとは到底思えないし、意気込みが我々に伝わってこない。これについて副町長の考えを聞きたいと思います。

○藤原副町長 観光協会の移転先ですが、移転先については課長のほうからしばらくとありましたし、今のところいつまでということはちょっと、やはり既存施設なり、例えば民間の施設なり、ちょっと相手方があることですので、この辺りはどういった場所がふさわしいか、協会の皆さんの意見も聞きながら、また検討というか、できることをちょっと考えていきたいと思っています。

あと、開発チームについては、これまで交流センターの中に、既存施設として元々保健所対応の施設があったため、あそこはほぼ独占的にというか、使っていたんですけど、それについては改めて、そういう開発については、今後できる生涯学習施設の調理室を使っただけでいいことはできる状況になります。ただ、販売目的の部分についてはこちらで用意できませんというお話をさせていただいているところでございます。

あと、観光行政についてはもちろん後退するものではなく、来年も聖徳太子没後1400年がありますし、引き続き観光協会の方とも、どういった進め方がいいのかとか、観光行政そのもの、その辺もいろいろとお話ししながら検討していきたいなどは思っております。

以上です。

○山田委員 5番目、6番目から12番、13番になったのは、別に問題はないんですか。

○小角総務部長 後ろのほうに持ってきたからということで、そういう観光行政等に、言い方悪いですが、ないがしろにするとか、そういう部分ではございません。ただ、

その項目について並べたときに、こういうような並びになったということでございます。

以上です。

○山田委員 もとが5番目、6番目いうたら、一番最後尾の12番、13番になるということは、私は軽く感じてると、素人は思うんですけども、極端に言うたら、これが2番、3番にしてくれたら、ああ、まだ商業、観光推進に力を入れてくれてると思うんですけども、最後尾に持っていくところに、何かこう、力を入れてないなという気にはなっておるんですが、それは、もう一遍聞きます。本当にそうなんですか。

○小角総務部長 そのような意図は全くございません。事業項目ですね、並べかえていったときにこういうような形になったということでございます。

○山田委員 では、最後になるんですけども、観光協会の関係者で、やはり交流館が仮の移転先なのか、半永久的な移転なのか、将来的に縮小傾向になるのか大変不安に思っておられます。

長年、長年というか7、8年だったと思うんですけども、培った観光ノウハウの火を消さないように、この不安を一掃して、今回、削減補正をやるにしても、当初予算に再度計上して、移転場所の確保に全力を挙げる意思表示、これはすべきであると思うんですが、町長の決断はどうですか。

○田中町長 観光行政については、もちろん後退させるという気持ちはさらさらないです。今回につきましても、場所は向こうのほうに移転させていただきますけれども、ただ、場所が変わるというだけで、観光行政そのものを縮小さすという意図は何らないということでございます。

ただし、今の財政状況等を鑑みただ中で、新しく施設を立てて、観光・まちづくり協会のほう、拠点を整備するというのは、現在のところちょっと難しいのかなというように考えております。

以上です。

○山田委員 元々当初予算でやろうとしていたことが、今のところの予算では難しいだとか、それからこの観光協会の人たちがやね、やる気を出して頑張っている、これに士気が落ちてくるようなことを思うんですが、毎度同じような明確な答弁が得られない。これが非常に、僕としては残念でございます。あと、言いようがないんですが、委員長、ここでちょっと休憩させてくれませんか。

○辻本（馨）委員長 では、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせしま

す。

午前 11 時 14 分 休 憩

---

午前 11 時 45 分 再 開

○辻本（馨）委員長 それでは、再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

○中村委員 19 頁の、農作物に対する鳥害防止資材購入資金ということでつけていただいているんですけども、何回か皆さんにお願いした経緯があるんですけども、毛のないタヌキがかなり多く太子町内をうろうろしているということがありまして、一度、コロナという思いはないんですけども、あまりいい状況ではないと思いますので、一度、捕獲するなり何なりして、ある程度、保健所に持ち込むとか、そういうような形で、大変な菌を持ってるのではないだろうかという危惧を、私自身はしているんですけども、そこらを 1 回やっていただきたいと思っているんですけども、どうでしょうか。

○西本観光産業課長 ご質問のありました毛のないタヌキについてでございますが、私もあまり事例を存じ上げておりませんので、それについては保健所、それから大阪府農と緑の総合事務所、そういったところの情報を収集しながら、その対応策については今後検討させていただきたいと考えております。

○中村委員 私は現在、6 頭の話聞いておりますので、かなり多いように思います。ですからぜひ早急に調べていただいて、やはり狂犬病という、犬の病気というのは殆どないんですけども、本当に毛がないタヌキというのは、見ても滑稽ですけども、やっぱり恐怖感を感じるというのはありますので、早急をお願いしておきますので、よろしく願いいたします。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

西田委員。

○西田委員 人件費の減額がとても多くて、いろいろ説明してもらったんですけども、人勧だけで大体 202 万 6 千円だったかな、勉強会か何かでもらった資料は、職員さんは足らなかって、この 1 年終わろうとしているから、これだけ余ったと言っているんですか。

○東條秘書課長 人件費の補正についてのご質問でございます。

今回の補正につきましては人事院勧告の月額賞与の減額、引き下げということで、

その部分が二百何がしということとなっております。大きく、主な、一番大きな要因なんですけれども、当然、当初予算の編成時、令和2年度の人員の配置予定というもので予算計上をさせていただいております。それと実際の人事配置との差によるところが一番大きくなってございまして、1つは予定外の退職者が3名出ております。もう一つは予定外の育休者というのが1名出ております。また、加えまして再任用を希望していた職員が、実際には本町で働いていただくことにならなかったというようなことがございまして、12月現在ではございますけれども、当初本町で、定員適正化計画で予定している職員数を、現時点におきましても3名下回っていると、10月の3人の新規採用を加えましても3人少ないという状況になってございます。

以上です。

- 西田委員 3人下回ってても、ここまでやってきたということは、きっと、3人分の仕事が職員さんの方に過重負担になっているって考えていいんですか。
- 東條秘書課長 委員おっしゃるとおり、本来、本町の今の定員適正化計画ということで、計画で位置づけております適正な人数ということでさせていただいている人数から3名、現時点で少ないということは、当然、令和3年度に向けまして、また採用を予定しておりますので、今、当然3名の分は残りの職員で対応しているというところでございます。会計年度任用職員さんにおきまして、その分を補充しているというところでございます。
- 西田委員 適正化の人数、前にお尋ねしたのは115人というふうになってんけど、3人下回ってるけれども、そういう会計年度任用職員を入れて、あと3人ではないということ、下回ってるのは。
- 東條秘書課長 一定、正規職員ということで、一応、職員の人数におきましては、特別職の3名を除きまして正規職員が115人、これにおきましては再任用職員の常勤の方、フルタイムの方4名と、短期の4名の方も含みます。それに加えて、現在、非常勤の職員が62名ということで、これにつきましてはスポット等を除きます、社保に加入している方を合わせまして現在177人、これは4月1日現在なんですけれども、177人となっております。

以上です。

- 西田委員 正規の職員さんが、そしたら3人足らんという話なのね。
- 東條秘書課長 おっしゃるとおり、正規の職員で3名が、一定、計画より下回っているということでご理解をお願いしたいと思います。

○西田委員 コロナ禍の中やから、本当に仕事も失っている人もいててという中で、表立って言わなかったんやけれども、でも、人勧でね、もう、職員さんかてコロナの中で、非常事態宣言出て、もう、仕事来たらあかんというような職場もある中、毎日来てたじゃないですか。私は放課後児童会の先生方にも、何か手当あるべきなん違うって言うたけれども、あの方たちも職員たちの範疇に入るから、そういう勝手なことできないという話もあったのやけれど、本当、職員さんに多めに渡してあげてもいいのに、今回の人勧で期末手当、たった202万6千円といえども、下がっているというのは、本当にモチベーション下がらへんのかなと思うんです。期末手当は、うちらも今までどおり人勧に沿ってという意味では、その姿、姿勢変えてなくて、今回もというところやと思うんですけれども、やっぱり職員さんは大変やと思うし、しんどいと思うのだけれども、その分、3人も下回って、肩に荷が乗って、福祉課なんか給付事業で、コロナで時間ずらしてというのでもできないような課もありながらの中で、職員さんに対して、有給を全て取っていいよとか、それにお金はつけられへんていうけれども、何か、コロナ禍の中で、そういうお休みやったり、モチベーション上がるのが、また住民さんに対しても効果があるとは思っただけけれども、何か考えたこととか、考えていこうと思っていることとか、あります。

○東條秘書課長 今、職員に対するモチベーションを上げるという部分で何かというようなお話が、質問やと思います。

1つは、当然このコロナ禍の中、全体の奉仕者である我々は、一生懸命、今の感染予防なり支援策なりというのに、徹底して職員全員で取り組んでいるところでございます。今後、職員のモチベーションも含めまして、太子町のこれからの業務量、全体の業務量と今後必要となる人員も含めまして、しっかり、その辺につきましては事業量を見極めながら、当然、民間委託、アウトソーシングなり広域行政も含めまして、実際にどのぐらいの職員数で回っていくのか、一番妥当なのかというのは、再任用職員、会計年度任用職員も含めまして、きちっと計画を立てて進めていきたいと思っています。

それが当然、この業務量に対してこれだけの職員数というのを職員も理解しながら、みんなで進めていくような形が職員のモチベーションにもつながるかなと思ってございます。

以上です。

○西田委員 3千698万4千円が人件費のマイナスになっているんやけれども、本来、

職員さん3人雇ってたら、その数字なれへんかった分を残った職員さんがやっているとしたら、その3千600、3千700万円近い仕事を無料でやっているような感じになるのかなと思いますので、本当に、適正適正とって、この人数雇ったら、職員おったらいけるやろというても、途中でやめたりとか、そういう、予期せぬこともたくさんあるではないですか。職員さんが安心して働いて、安心して有給取って休めて、1人出産とかで育休取れても、どうぞどうぞって、また子ども産んで帰ってきてねって言って、にっこり送り出せるような職場にもならなあかんと思うし、何か、今回の補正の大部分が、職員人件費のマイナスっていうたらどうかなと思いますので、本当に人のことはきっちり、適正な人数をいつも下回っているようなことがないように、作業も大変やとは思いますが、やっていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

西田委員。

○西田委員 一般質問も提出していますので、観光についてはまた詳しく言わせてもらいますけれども、今回、全部で4千621万5千円、これが補正で、また戻してしまうということになっているんですけども、今後どうしていくかということをもう少し考えてもらいたいのと、私たちとしては、自分がやったこともすっかり忘れてしまうんですけども、振り返って見たら、令和2年度の太子町の一般会計補正予算、これに対して修正案を出して、何やねんというたら、このとき、町長が4月に代わるのに、こんな政策的予算を出すの、町長がいい、悪いじゃないですよ。やる方がいい、悪いじゃなくて、この時期に当初予算に乗せることは、道理上も、選挙民の立場から見ても好ましくない。だからもう考え直したらと言って、理事者側に言ったんですよ。でも出してきて、出したからには、そのときは理事者側としての1つの意思統一ができたと思うんです。それなのに、またこういうことになっているではないですか。

町長が代わったんです。それは政策的なことやから、これせえへんというのものもあるやろし、このお金でこういうことをするねんという方向転換あってもいいとは思いますが、今後ね、これは私が考えたわけではなくて、私ら全員に配られた議員必携に4月に町長選挙があるでしょ、絶対。そんなときの3月の当初予算、骨格予算に政策的なものに乗せるべきではないというのは肝に銘じて、今後、こういうことはしない。誰の責任やねんってさっきありましたけれども、そんな責任、いらっしゃらない方もたく



さんいてるので、言えないと思うんですけども、そういうことはしないというのだけは徹底してもらえるように、これ、町長お願いできます。

○田中町長 私も基本的には、当然、町長選があるようなときには、こういった政策的なものはどうかなというのは全く同じ考えです。

○西田委員 今回戻したのが4千621万5千円ですけども、ここに至るまでに土地も買ってますし、いろいろ設計もしてますし、頭の中で、1千924万円足らんかったらまた訂正してもらったらいんですけれども、30年度の決算で足したら1千924万140円使ってきて、どうするねんというのはまた考えていかなあかん話やと思いますので、凍結の先とか、協会の人との、人と人のつながりとかを、また頑張っていっていただきますようお願いしておきます。

○辻本（馨）委員長 ほかにございませんか。

辻本博之委員。

○辻本（博）委員 土木費のほうで、町道老朽化対策事業の財源があると思うんですが、私がいろいろな支援者から聞いているんですけども、聖和台の4丁目交差点などは、本当に各交差点のところの横断歩道の白線、ラインがほとんど消えてて見えない状況なんです。また、166のライン上も本当に大きな車が頻繁に通りますので、道路の老朽化、また、本当に地震が起こるぐらいの建物の揺れということもお聞きしております。そういう部分で、いろんな部分での支援者からの要望もありますので、そういうところに対しても財源をどんどん使っていっていただきたいなと思いますので、その点に関してちょっとお聞きしたいんですけども。

○村上まちづくり推進部長 聖和台4丁目の交差点の横断歩道の引き直しというか、それはかなり、議員以外にも、町民の方からもかなり要望等も、苦情も承っております、それにつきましては公安委員会のほうが、富田林警察なんですけれども、富田林警察の所管ということで、こちらからも、こういうことで要望ということで、警察のほうには要望はさせていただいておりますが、引き続き強く要望するような形をお願いしようと思っております。

それと、国道166号の舗装状態、修繕ということですけども、ここにつきましては大阪府の富田林土木事務所が所管しておりますので、これは富田林土木事務所もかなり、老朽化している部分については確認の上、適宜補修等はさせていただいているんですけども、今後、連携を取りまして要望等をさせていただくような形で、要望とさせて

いただきたいと考えております。

○辻本（博）委員 ありがとうございます。そういう部分で、いろいろな状況で、まだまだ厳しい、橋のたもとがちょっとふわふわしているけれども、してないところとか、もう、本当にいろいろなところで使っていただきたい、そういう財源を使っていただきたいなと思いますので、今後ともよろしくお願いします。ありがとうございました。

○辻本（馨）委員長 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

○山田委員 議案第54号、令和2年度大阪府南河内郡太子町一般会計補正予算（第7号）について、意見をつけて賛成の立場で討論を行います。

減額補正の観光拠点についてはやむを得ず認めますが、観光協会の拠点、観光ノウハウの火を消さないように、また、観光協会職員の士気に影響しないように、全力を挙げて拠点整備に頑張ってください、これを要望して賛成いたします。

○辻本（馨）委員長 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第54号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本（馨）委員長 ご異議なしと認めます。

よって議案第54号、令和2年度太子町一般会計補正予算（第7号）は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は、全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会いたします。

午後 0時04分 閉 会

---

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

予 算 常 任 委 員 長 辻 本 馨